

江東区こども・子育て会議設置要綱

平成 21 年 5 月 20 日

21 江子児第 492 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）

第 31 条第 2 項、第 43 条第 3 項及び第 61 条第 7 項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業の推進に関し必要となるべき措置に係る意見の聴取を行うため、江東区こども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項に係る意見の聴取を行う。

- (1) 法第 31 条第 2 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定
- (2) 法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定
- (3) 法第 61 条第 7 項に規定する子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業の推進に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する 20 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 子育てに関する地域活動を行っている者又は行っていた者
- (6) 公募委員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指定する事項を調査及び検討する。

3 専門部会長及び専門部会の部会員は、会長が指名する。

4 専門部会長は、必要に応じて専門部会を招集し、会務を総理する。

5 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども未来部こども家庭支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。